

○鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例

平成3年3月29日

鳥取市条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び第228条第1項の規定に基づき、鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理並びに使用料等について必要な事項を定めることを目的とする。

（本条…一部改正〔平成16年条例213号・17年80号〕）

(設置及び名称)

第2条 農産物の加工技術の習得・向上による地域農業の振興と共同利用による地域住民の連帯感の醸成を図るため、鳥取市農産物加工等施設（以下「加工等施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市農産物加工センター	鳥取市香取
鳥取市東郷農産物加工施設	鳥取市西今在家
鳥取市国府町成器地区農産物加工施設	鳥取市国府町中河原
鳥取市国府町麻生地区農産物加工施設	鳥取市国府町麻生
鳥取市国府町大茅地区農産物加工施設	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町転作促進集会研修施設七草の家	鳥取市国府町糸谷
鳥取市福部町アイデア館	鳥取市福部町海士
鳥取市用瀬町社農産物加工施設	鳥取市用瀬町宮原
鳥取市用瀬町大村農産物加工施設	鳥取市用瀬町鷹狩
鳥取市佐治町農産物加工センター	鳥取市佐治町加瀬木
鳥取市気高町農産物加工施設	鳥取市気高町下坂本

（本条…一部改正〔平成7年条例2号・16年213号・17年80号・

18年23号・72号・令和2年50号〕)

(事業)

第3条 加工等施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農産物加工技術及び特産加工品開発に関する研修
- (2) 衛生的な農産物加工の指導
- (3) その他必要な事業

(本条…一部改正〔平成16年条例213号・17年80号〕)

(使用の許可等)

第4条 加工等施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可に、加工等施設の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。

(見出・2項…一部改正〔平成12年条例7号〕、1・2項…一部改正〔平成16年条例213号・17年80号〕)

(使用の許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、加工等施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、加工等施設の管理上又は衛生上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正〔平成12年条例7号・16年213号〕、見出・1項…一部改正〔平成17年条例80号〕、本条…一部改正〔平成24年条例

2号])

(使用料)

第6条 加工等施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1、別表第3から別表第5まで、別表第7から別表第9まで又は別表第11に定めるところにより算出した使用料を納付しなければならない。

（本条…一部改正〔平成16年条例213号〕、一部改正・旧7条…繰上〔平成17年条例80号〕、一部改正〔平成18年条例23号・72号・29年15号・令和2年50号〕）

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（本条…追加〔平成17年条例80号〕）

(使用料の不返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。
- (2) 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。

（本条…追加〔平成17年条例80号〕）

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、加工等施設の管理上又は衛生上支障がある行

為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(本条…一部改正〔平成12年条例7号・16年213号〕、一部改正・

旧8条…繰下〔平成17年条例80号〕)

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、加工等施設を許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(本条…一部改正・旧9条…繰下〔平成17年条例80号〕)

(行為の制限等)

第11条 加工等施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、加工等施設の管理上又は衛生上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は加工等施設からの退去を命ずることができる。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕)

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕)

(損害賠償)

第13条 加工等施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認

定した損害額を賠償しなければならない。

- 2 第9条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者の被った損害については、市は、賠償の責めを負わない。

(1項…一部改正〔平成16年条例213号〕、1・2項…一部改正・旧11条…繰下〔平成17年条例80号〕)

(職員の立入り)

- 第14条 使用者は、加工等施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕)

(指定管理者による管理)

- 第15条 鳥取市東郷農産物加工施設、鳥取市国府町転作促進集会研修施設七草の家及び鳥取市佐治町農産物加工センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

- 2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に加工等施設の管理を行わなければならない。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕、1項…一部改正〔平成18年条例72号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

- 第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 加工等施設の使用に関する業務
- (3) 加工等施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、加工等施設の管理上又は衛生上市長が必要と認める業務

- 2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第4条、第5条、第9条、第11条第2項及び第13条第2項の規定の適用については、第4条、第5

条、第9条及び第11条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕)

(利用料金)

第17条 加工等施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第2、別表第6又は別表第10に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕、1項…一部改正〔平成18年条例23号・72号・29年15号・令和2年50号〕)

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕)

(利用料金の不返還)

第19条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(本条…追加〔平成17年条例80号〕)

(罰則)

第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第6条の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、使用料の徴収を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(本条…追加〔平成12年条例7号〕、旧12条…繰下〔平成16年条例213号〕、1項…一部改正・旧13条…繰下〔平成17年条例80号〕)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(旧12条…繰下〔平成12年条例7号〕、旧13条…繰下〔平成16年条例213号〕、旧14条…繰下〔平成17年条例80号〕)

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月29日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例(前項各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日(以下「適用日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、適用日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例の施行の際現になされている使用又は利用の許可に係る使用料及び適用日の前日までの使用又は利用により適用日以後に納付すべき義務が生じる使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年6月1日から施行する。

(1) ～ (18) (略)

(19) 第27条中鳥取市農産物加工センターの設置及び管理に関する条例第12条を第13条とし、第11条の次に1条を加える改正規定

(20) ～ (46) (略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の条例に基づく規則又は規程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の規定による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成16年10月19日条例第213号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に国府町成器地区農産物加工施設の設置及び管理に関する条例 (平成6年国府町条例第26号)、国府町麻生地区農産物加工施設の設置及び管理に関する条例 (平成7年国府町条例第3号)、国府町大茅地区農産物加工施設の設置及び管理に関する条例 (平成12年国府町条例第9号)、国府町転作促進集会研修施設七草の家の設置及び管理に関する条例 (昭和59年国府町条例第1号)、福部村農村総合管理施設の設置及び管理に関する条例 (平成10年福部村条例第14号)、社大豆加工施設の設置及び管理に関する条例 (平成2年用瀬町条例第5号)、佐治村婦人の家の設置及び管理に関する条例 (平成2年佐治村条例第6号) 又は気高町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例 (平成3年気高町条例第1号) (以下これらを「編入前の条例」という。) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例によ

る。

附 則（平成１７年９月３０日条例第８０号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成１８年３月２７日条例第２３号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年１２月２８日条例第７２号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２２日条例第２号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２０日条例第５２号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第２０条、第３２条、第３４条、第３５条、第５１条及び第５２条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例（第７条から第９条まで、第１１条及び第２９条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に

係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占用等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月２７日条例第１５号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２５日条例第３号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第３４条から第３７条まで、第５３条及び第５４条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例（第８条、第９条、第１１条及び第２９条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占用等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和２年１２月２３日条例第５０号）

この条例は、令和２年１２月２９日から施行する。

附 則（令和５年９月２２日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第６条関係）

（本表…追加〔平成１６年条例２１３号〕、一部改正〔平成１７年条例８０号・２５年５２号・３１年３号〕）

鳥取市農産物加工センター

加工区分	単位	金額
もち加工	原料 1 キログラムにつき	5 0 円
こうじ加工	原料 1 キログラムにつき	1 0 0 円
豆煮・ミンチ	原料 1 キログラムにつき	7 0 円
豆腐加工	1 箱（2 4 丁）につき	4 0 0 円
ジュース加工	製品 1 リットルにつき	3 0 円
ジャム加工	製品 1 リットルにつき	5 0 円
ケチャップ加工	製品 1 リットルにつき	4 0 円
焼肉のタレ	製品 1 リットルにつき	4 0 円
製粉	原料 1 キログラムにつき	1 0 0 円
穀物膨張	1 工程につき	1 0 0 円
真空包装	1 枚につき	1 5 円
上記加工以外の加工	1 日につき	1, 0 0 0 円
	半日につき	5 0 0 円
備考 1 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。 2 使用料の額は、この表の規定により計算して得た額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。ただし、端数金額を切り捨てた額がその額の算出の基礎となったこの表に定める金額に満たないときは、同表に定める金額とする。）とする。		

別表第 2（第 1 7 条関係）

（本表…追加〔平成 1 8 年条例 7 2 号〕、一部改正〔平成 2 5 年条例 5 2 号・3 1 年 3 号〕）

鳥取市東郷農産物加工施設

加工区分	単位	金額
もち加工	原料１キログラムにつき	５０円
こうじ加工	原料１キログラムにつき	１２０円
味噌加工	原料１５キログラムにつき	２，６１０円
豆腐加工	１箱（２４丁）につき	４１０円
上記加工以外の加工	半日につき	５２０円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第３（第６条関係）

（本表…追加〔平成２９年条例１５号〕、一部改正〔平成３１年条例３号〕）

鳥取市国府町成器地区農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
豆腐加工	１箱（２４丁）につき	４１０円
豆腐及び厚揚げ加工	１箱（２４丁）につき	８１０円
こんにゃく加工	原料１キログラムにつき	２４０円
餅加工	原料１キログラムにつき	５０円
真空包装	専用袋２０枚まで	５０円
	専用袋２１枚から５０枚まで	１５０円
	専用袋５１枚から３００枚まで	３１０円
加工室	１時間につき	２６０円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第４（第６条関係）

（本表…追加〔平成２９年条例１５号〕）

鳥取市国府町麻生地区農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
豆腐加工	1 箱（2 4 丁）につき	4 1 0 円
その他加工	半日につき	4 1 0 円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第5（第6条関係）

（本表…追加〔平成29年条例15号〕、一部改正〔平成31年条例3号〕）

鳥取市国府町大茅地区農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
こうじ加工	原料1キログラムにつき	1 1 0 円
豆煮・ミンチ	原料1キログラムにつき	1 0 0 円
味噌加工	原料1キログラムにつき	8 0 円
こんにゃく加工	原料1キログラムにつき	2 4 0 円
餅・かき餅加工	原料1キログラムにつき	5 0 円
山菜加工	原料1キログラムにつき	7 0 円
真空包装	専用袋20枚まで	5 0 円
	専用袋21枚から50枚まで	1 5 0 円
	専用袋51枚から300枚まで	3 1 0 円
冷凍冷蔵庫	1日につき	1 5 0 円
大型冷蔵庫	1日につき（0℃以上）	3 1 0 円
	1日につき（0℃未満）	1, 0 2 0 円
乾燥機	1時間につき	3 1 0 円
	1時間につき（送風のみ）	1 5 0 円
加工室	1時間につき	2 6 0 円
研修室（冷暖房設備を使用）	1時間につき	1 0 0 円

する場合に限る。)		
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第6（第17条関係）

（本表…追加〔平成17年条例80号〕、一部改正〔平成18年条例23号〕、旧別表第2…繰下〔平成18年条例72号〕、本表…一部改正〔平成25年条例52号〕、旧別表第3…繰下〔平成29年条例15号〕、本表…一部改正〔平成31年条例3号・令和5年26号〕）

鳥取市国府町転作促進集会研修施設七草の家

加工及び使用区分	単位	金額
味噌加工	大豆13キログラム又は米14キログラムにつき	2,610円
こうじ加工	米14キログラムにつき	1,570円
豆煮	大豆13キログラムにつき	1,360円
豆腐加工	1箱（3.2キログラム）につき	410円
豆腐及び油揚げ加工	1箱（3.2キログラム）につき	990円
もち米加工	原料1キログラムにつき	50円
製粉	原料1キログラムにつき	100円
真空包装	専用袋20枚まで	50円
	専用袋21枚から50枚まで	150円
	専用袋51枚から300枚まで	310円
調理室	半日につき	520円
会議室用ストーブ	半日につき	200円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第7（第6条関係）

（本表…追加〔平成16年条例213号〕、一部改正・旧別表第2…繰下

〔平成１７年条例８０号〕、旧別表第３…繰下〔平成１８年条例７２号〕、本表…一部改正〔平成２５年条例５２号〕、旧別表第４…繰下〔平成２９年条例１５号〕、本表…一部改正〔平成３１年条例３号〕）

鳥取市福部町アイデア館

加工区分	単位	金額
もち加工	原料１キログラムにつき	１００円
こうじ加工	原料１キログラムにつき	１００円
豆煮・ミンチ	原料１キログラムにつき	７０円
赤飯加工	原料１キログラムにつき	５０円
豆腐加工	１箱（２４丁）につき	３１０円
ジュース加工	製品１リットルにつき	３０円
ジャム加工	製品１リットルにつき	５０円
ケチャップ加工	製品１リットルにつき	４０円
焼肉タレ加工	製品１リットルにつき	４０円
その他加工	半日につき	５２０円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第８（第６条関係）

（本表…追加〔平成１８年条例２３号〕、旧別表第５…繰下〔平成１８年条例７２号〕、本表…一部改正〔平成２５年条例５２号〕、旧別表第６…繰下〔平成２９年条例１５号〕、本表…一部改正〔平成３１年条例３号〕、旧別表第９…繰上〔令和２年条例５０号〕、本表…一部改正〔令和５年条例２６号〕）

鳥取市用瀬町社農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
味噌加工	原料１５キログラムにつき	３，１４０円

こうじ加工	原料1キログラムにつき	120円
豆煮	原料1キログラムにつき	80円
豆腐加工	1箱（24丁）につき	260円
製粉	原料1.5キログラムにつき	150円
ポン菓子加工	原料1.5キログラムにつき	200円
押し大豆	原料1.5キログラムにつき	200円
上記加工以外の加工	2時間まで	150円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第9（第6条関係）

（本表…追加〔平成18年条例23号〕、旧別表第6…繰下〔平成18年条例72号〕、本表…一部改正〔平成25年条例52号〕、旧別表第7…繰下〔平成29年条例15号〕、本表…一部改正〔平成31年条例3号〕、旧別表第10…繰上〔令和2年条例50号〕、本表…一部改正〔令和5年条例26号〕）

鳥取市用瀬町大村農産物加工施設

加工及び使用区分	単位	金額
味噌加工	原料15キログラムにつき	3,140円
こうじ加工	原料1キログラムにつき	120円
豆煮	原料1キログラムにつき	80円
豆腐加工	1箱（24丁）につき	260円
製粉	原料1.5キログラムにつき	110円
ポン菓子加工	原料1.5キログラムにつき	110円
押し大豆	原料1.5キログラムにつき	200円
上記加工以外の加工	2時間まで	150円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第10（第17条関係）

（本表…追加〔平成16年条例213号〕、一部改正・旧別表第4…繰下〔平成17年条例80号〕、一部改正・旧別表第5…繰下〔平成18年条例23号〕、旧別表第7…繰下〔平成18年条例72号〕、本表…一部改正〔平成25年条例52号〕、旧別表第8…繰下〔平成29年条例15号〕、本表…一部改正〔平成31年条例3号〕、旧別表第11…繰上〔令和2年条例50号〕、本表…一部改正〔令和5年条例26号〕）

鳥取市佐治町農産物加工センター

加工及び使用区分	単位	金額
味噌加工	大豆15キログラム又は米15キログラムにつき	2,200円
こうじ加工	米15キログラムにつき	1,100円
豆腐加工	1箱（24丁）につき	270円
製粉	原料1.8リットルにつき	110円
減圧乾燥設備	1時間につき	310円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

別表第11（第6条関係）

（本表…追加〔平成16年条例213号〕、一部改正・旧別表第5…繰下〔平成17年条例80号〕、旧別表第6…繰下〔平成18年条例23号〕、旧別表第8…繰下〔平成18年条例72号〕、本表…一部改正〔平成25年条例52号〕、旧別表第9…繰下〔平成29年条例15号〕、本表…一部改正〔平成31年条例3号〕、旧別表第12…繰上〔令和2年条例50号〕）

鳥取市気高町農産物加工施設

加工区分	単位	金額
------	----	----

味噌加工	原料15キログラムにつき	2,130円
こうじ加工	原料15キログラムにつき	1,600円
豆腐加工	1箱(24丁)につき	420円
製粉	原料1キログラムにつき	100円
漬物加工	原料1キログラムにつき	30円
ジュース加工	原料1キログラムにつき	70円
もち加工	米1.5キログラムにつき	200円
ボイラー使用(上記加工品以外)	10分間につき	170円
上記以外の加工	1回につき	320円
備考 「加工」とは、一の完成品を製造するための一連の作業をいう。		

○鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成3年3月29日

鳥取市規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（本条…一部改正〔令和2年規則71号〕）

(休館日及び開館時間)

第2条 鳥取市農作物加工等施設（以下「加工等施設」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたとき又は条例第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めた場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、これを変更することができる。

施設の名称	休館日	開館時間
鳥取市農産物加工センター	ア 月曜日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）	午前8時30分から 午後5時まで
鳥取市国府町成器地区農産物加工施設		
鳥取市国府町麻生地区農産物加工施設		
鳥取市国府町大茅地区農産物加工施設		
鳥取市国府町転作促進集会研修施設七草の家		
鳥取市東郷農産物加工施設	12月29日から翌年の1月3日ま	午前8時から午後8

	での日	時まで
鳥取市福部町アイデア館		午前8時30分から 午後5時まで
鳥取市用瀬町社農産物加工施設		午前8時30分から 午後5時まで
鳥取市用瀬町大村農産物加工施設		
鳥取市佐治町農産物加工センター		午前8時30分から 午後8時まで
鳥取市気高町農産物加工施設		午前6時から午後10時まで

(本条…全部改正〔平成16年規則165号〕、一部改正〔平成18年規則38号・19年20号・令和2年71号〕)

(使用の申込み)

第3条 条例第4条第1項の規定により加工等施設の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の3日前までに、農産物加工等施設使用申込書（様式第1号）を市長（指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者。この条、次条、第8条及び第10条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

2 市長は、加工等施設の使用を許可したときは、農産物加工等施設使用許可書（様式第2号）を交付する。

(1項…一部改正・3項…削除〔平成12年規則8号〕、見出・1・2項…一部改正〔平成16年規則165号〕、1・2項…一部改正〔平成18年規則38号〕)

(持込器具の確認)

第4条 加工等施設の使用の許可を受けた者は、加工等施設の附属器具以外の器具を

使用するときは、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。

(本条…一部改正〔平成16年規則165号・18年38号〕)

(使用料の納付)

第5条 条例第6条に規定する使用料は、加工等施設の職員に加工原材料の数量及び加工製品の数量の確認を受けて納付するものとする。

(本条…一部改正〔平成16年規則165号・18年38号〕)

(使用料の減免)

第6条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとするときは、農産物加工等施設使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(本条…追加〔平成18年規則38号〕)

(使用料の返還)

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、農産物加工等施設使用料返還請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(本条…追加〔平成18年規則38号〕)

(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第8条 加工等施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損(滅失)届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(本条…追加〔平成18年規則38号〕)

(指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式)

第9条 第3条及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

(本条…追加〔平成18年規則38号〕)

(委任)

第10条 この規則で定めるもののほか、加工等施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(本条…全部改正〔平成16年規則165号〕、一部改正・旧7条…繰下
〔平成18年規則38号〕)

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則 (平成12年3月28日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができるものとする。

附 則 (平成16年10月29日規則第165号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日規則第38号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月23日規則第71号)

この規則は、令和2年12月29日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

農産物加工等施設使用申込書

年 月 日

鳥取市長 様

申込者 住 所
団体名
氏 名
連絡先

次のとおり、農産物加工等施設の使用を申し込みます。

使 用 す る 施 設 名				
使 用 日 時	年	月	日	午 前 時 分から午 前 時 分まで 後
使 用 人 員	人			
会場責任者				
使用区分及び設備区分並びに加工数量				
使 用 目 的	自給用		販売用	
摘 要				

様式第2号(第3条関係)

農産物加工等施設使用許可書

年 月 日

様

鳥取市長 印

次のとおり、農産物加工等施設の使用を許可します。

使用する施設名				
使用日時	年 月 日 午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで			
使用人員	人			
会場責任者				
使用区分及び設備区分並びに加工数量				
使用目的	自給用		販売用	
許可条件				
備考				

様式第3号(第6条関係)

農産物加工等施設使用料減免申請書

年 月 日

鳥取市長 様

申込者 住所
団体名
氏名
連絡先

鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、農産物加工等施設の使用料の減免を申請します。

使用する施設名				
使用日時	年 月 日 午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで			
使用人員	人			
使用区分及び設備区分並びに加工数量				
使用目的	自給用		販売用	
減免理由				
備考				

様式第4号(第7条関係)

農産物加工等施設使用料返還請求書

年 月 日

鳥取市長 様

申込者 住所
団体名
氏名
連絡先

農産物加工等施設の使用を取りやめたので、鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第8条の規定により、既納使用料の返還を請求します。

使用する施設名				
使用日時	年 月 日 午 前後	時 分から	午 前後	時 分まで
使用人員	人			
使用区分及び設備区分並びに加工数量				
使用目的	自給用		販売用	
返還理由				
備考				

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

き損(滅失)届

鳥取市長 様

届出者 住所
団体名
氏名
連絡先

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

き損(滅失)したとき	き損(滅失)箇所(物件)	数量	き損(滅失)の理由及び内容又は程度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			

様式第1号（第3条関係）

（本様式…全部改正〔平成16年規則165号〕、一部改正〔平成18年規則38号〕）

様式第2号（第3条関係）

（本様式…全部改正〔平成16年規則165号〕）

様式第3号（第6条関係）

（本様式…追加〔平成18年規則38号〕）

様式第4号（第7条関係）

（本様式…追加〔平成18年規則38号〕）

様式第5号（第8条関係）

（本様式…追加〔平成18年規則38号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕）